



埼玉県報

第 667 号
令和 7 年(2025 年)
11 月 7 日
金曜日

目 次

規則

- 埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（災害対策課）

告示

- 一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧（資源循環推進課）
- 県道寄居岡部深谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道新堀尾島線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道新堀尾島線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道深谷飯塚線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道深谷飯塚線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道下高野杉戸線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）

規 則

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第九十九号

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県災害救助法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第七条第五項」の下に「及び第八条第四項」を加える。

第十一条中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に、「様式第十号」を「それぞれ様式第十号及び様式第十号の二」に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

公 用 従 事 令 書	第	号
発付番号・年月日	年	月 日

実 費 弁 償 請 求 書

請求額 金 円
内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法第 7 条第 5 項の規定に基づき、下記の事実によつて、上記金額を請求する。

- 1 従事した業務
- 2 従事した期間
- 3 従事した場所

年 月 日

住 所
(所在地)

職 業
氏 名

個人番号

法人その他団体にあつては、
その名称、代表者氏名及び事
業の種類

(宛先)
埼玉県知事

様式第十号の次に次の様式を加える。

様式第 10 号の 2（第 11 条関係）

実 費 弁 償 請 求 書

請求額 金 円

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記の事実によつて、上記金額を請求する。

- 1 協力した業務
- 2 協力した期間
- 3 協力した場所

年 月 日

所 在 地

名 称

代表者氏名

（宛先）

埼玉県知事

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十条、第十一条及び様式第十号の二の規定は、令和七年七月一日から適用する。

告 示

埼玉県告示第八百四十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第二項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和七年十一月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社クリーンテックサーマル

埼玉県深谷市折之口千九百八十五番地

代表取締役 反後太郎

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県深谷市折之口稜威ヶ原千八百七十三番二外四筆

三 一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物のごみ処理施設（焼却施設及び乾燥施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

家庭系及び事業系一般廃棄物、感染性一般廃棄物、し尿処理汚泥

五 申請年月日

令和七年三月二十八日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所		縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課		午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所		午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市環境部環境政策課		午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境水道部環境課		午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和七年十一月七日から令和七年十二月八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和七年十一月七日から令和七年十二月二十二日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること

ロ 持参または郵送（令和七年十二月二十二日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 寄居岡部深谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市萱場一番地先から 同市萱場字下川原七五九番二地先まで		区 間
九・九二〇一二・二〇	七・四六〇七・九六	敷地の幅員 (メートル)
七二・五四		延長 (メートル)
交通安全施設整備工 事のため		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 新堀尾島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
熊谷市市ノ坪字一本木六番一―地先から 同市市ノ坪字一本木九番四地先まで		区 間
一 二 ・ 〇 〇 〽 一 二 ・ 一 八	五 ・ 二 五 〽 七 ・ 九 二	敷地の幅員 (メートル)
一 二 〇 ・ 二 四		延 長 (メートル)
道路改良工事のため		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	新堀尾島線
供用開始の区間	熊谷市市ノ坪字一本木六番一―地先から 同市市ノ坪字一本木九番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和七年十一月七日
備考	令和七年十一月七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二二〇・二四メートル

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷飯塚線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
熊谷市市ノ坪字北ノ内四七七番一地从先から 同市市ノ坪字一本木二四番一地先まで		区 間
八・八二〇・二二・九九	五・六五〇・一〇・五二	敷地の幅員 (メートル)
三四七・三〇		延長 (メートル)
道路改良工事のため		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	深谷飯塚線
供用開始の区間	熊谷市市ノ坪字北ノ内四七七番一地从から 同市市ノ坪字一本木二四番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和七年十一月七日
備考	令和七年十一月七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三四七・三〇メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 下高野杉戸線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四 四九番四地先から同郡同町大字下 高野字後宿四四九番九地先まで		区 間
一一・九二ゝ 一二・九二	一〇・〇五ゝ 一一・〇五	敷地の幅員 (メートル)
一五・六三		延長 (メートル)
		備 考